

令和4年度青森県中小企業等事業再構築促進事業専門家派遣実施要綱

1 趣旨

県内事業者による国の事業再構築補助金の応募を促進するため、専門家を派遣し、当該補助金応募のための事業計画の策定を支援する。

2 派遣対象者

- (1) 県内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 国の事業再構築補助金に応募する予定であること。
- (3) 上記応募予定の事業を県内で実施する計画であること。

3 派遣回数

原則として、専門家の派遣は、同一の事業者に対して令和6年2月29日までに5回以内とする。

4 専門家による支援

県からの派遣要請を受けた専門家は、申請に基づき、以下のような事業計画の策定に資する支援を行うものとする。

- (1) 事業者からのヒアリング等に基づく事業計画内容の整理
- (2) 貸借対照表及び損益計算書等に基づく財務分析
- (3) 上記ヒアリング及び財務分析等の結果に基づく事業計画の妥当性の判断
- (4) 県内事業者の要請に基づく現地又はWEBでの事業計画策定の指導及び助言
- (5) 応募時における申請書類及び添付書類の最終確認
- (6) その他、事業計画の策定のために必要な支援

5 専門家派遣の申込手続き

- (1) 専門家派遣を希望する事業者は、「青森県中小企業等事業再構築促進事業専門家派遣申込書」(様式1)を青森県商工労働部地域産業課(以下「地域産業課」という。)へ提出しなければならない。
- (2) 地域産業課は、提出された申込書を審査し、派遣が適当と判断される場合は、適切な専門家を選定し、派遣日程等について申込者と派遣予定の専門家との調整を図るものとする。
- (3) 地域産業課は、派遣日程等を決定した場合は、派遣する専門家及び申込者に対して、派遣決定及び派遣日程等を通知する。

(4) 申込者は、派遣終了後速やかに、「青森県中小企業等事業再構築促進事業専門家派遣利用報告書」(様式2)を提出しなければならない。

6 専門家派遣の経費負担

- (1) 専門家派遣に係る謝金・旅費については、予算の範囲内で地域産業課が原則支払うものとする。
- (2) 謝金の支払額は、1回あたり3万7千円を限度とする。
- (3) 予算を超える費用が発生した場合は、事業者が当該費用を負担するものとする。

附則

この要綱は令和4年4月28日から施行する。

附則

この要綱は令和5年5月16日から施行する。